

平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 環境再生保全機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 80 件、契約金額は 784 百万円であり、全て競争性のある契約である。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約が皆減した理由は、平成 26 年度の契約が全て競争可能な性質のものであったためである。

表 1 平成 26 年度の環境再生保全機構の調達全体像

(単位:件、百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(95.2%) 60	(98.4%) 1,258	(77.5%) 62	(65.3%) 512	(103.3%) 2	(△40.7%) △746
企画競争・公募	(1.6%) 1	(1.2%) 16	(22.5%) 18	(34.7%) 272	(1,800%) 17	(1,728.7%) 257
競争性のある契約(小計)	(96.8%) 61	(99.6%) 1,274	(100%) 80	(100%) 784	(131.1%) 19	(△61.5%) △490
競争性のない随意契約	(3.2%) 2	(0.4%) 5	(0%) 0	(0%) 0	(-) △2	(-) △5
合計	(100%) 63	(100%) 1,278	(100%) 80	(100%) 784	(127.0%) 17	(△61.3%) △494

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 環境再生保全機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 5 件(6.2%)、契約金額は 46 百万円(5.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 500%の増、金額は 846.4%の増)が、主に発注入札情報の周知不足や契約単位設定時の地域要件の適否によって発生したものである。

表 2 平成 26 年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	60(98.4%)	75(93.7%)	15(125%)
	金額	1,268(99.6%)	738(94.1%)	△531(△58.2%)
1者以下	件数	1(1.6%)	5(6.3%)	4(500%)
	金額	5(0.4%)	46(5.9%)	41(846.4%)
合計	件数	61(100%)	80(100%)	19(131.1%)
	金額	1,274(100%)	784(100%)	△490(△61.5%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。
(注4) 平成26年度における1者以下の5件のうち、2件は公募によって一者応募となったものである。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募関係及び調達業務の集約化関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募に関する改善

競争性及び透明性を確保する必要があることから、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【競争契約に占める一者応札・応募割合の前年度比較による削減率】

- ① 公告から入札までの期間を内規では10日と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10営業日以上を確保する。
- ② 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。
- ③ 契約の発注にあたり、地域要件を勘案することで競争参加者の増加を見込める場合は、適切な地域要件を設定する。

(2) 類似業務に係る調達の集約化

類似業務に係る調達について、コストの縮減及び事務効率化の観点から、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施していくことにより経費の節減等を目指す。【調達を集約化した場合と集約化しなかった場合における経費の節減率】

- ① 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化する。
- ② 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会(平成25年度設置、総括責任者は経理部担当理事)に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約手続審査委員会による審査件数】

また、会計規程における「随意契約によることができる事由」について、随意契約による必要がある場合の明確化を図る。【実施結果】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

当機構では、調達に関する契約手続事務マニュアルを作成しており、必要に応じて改訂を行っている。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修も実施している。

平成27年度以降も、契約手続事務マニュアルについては、他法人における不祥事の事例を踏まえて改訂を行う。また、研修についても計画的な研修の実施により、調達担当職員のスキルアップを図る。【実施結果】

また、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知)が改正されたことに伴い、当機構の個人情報の保護管理規程の改正を行い、個人情報を取扱う業務を外部へ委託する場合は、平成27年度以降、当該委託業者に対する年1回以上の検査を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成 25 年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理部担当理事
副総括責任者	理事(2名)
メンバー	総務部長、経理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会(平成 21 年度設置)は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、『『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成 24 年 9 月 7 日総務省行政管理局長事務連絡)』に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。